

新潟県・新潟市調整会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の21の2第1項の規定に基づく調整会議（以下「調整会議」という。）の運営について必要な事項を定める。

(名称)

第2条 調整会議は、「新潟県・新潟市調整会議」と称する。

(組織)

第3条 調整会議は、次の者を構成員とする。

新潟県	知事、副知事、知事政策局長
新潟市	市長、副市長、政策企画部長

- 2 前項の規定に関わらず、新潟県知事（以下「知事」という。）及び新潟市長（以下「市長」という。）は、必要に応じて法第252条の21の2第3項各号に掲げる者を、構成員に加えることができる。
- 3 調整会議は、知事及び市長の承諾を得て、構成員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議)

第4条 調整会議は、知事又は市長の求めに応じて開催する。

- 2 知事及び市長は、調整会議を招集する。

(経費の負担)

第5条 調整会議の運営に要する経費は、新潟県及び新潟市の負担とする。

(事務局)

第6条 調整会議の事務局は、新潟県知事政策局及び新潟市政策企画部に置く。

附 則

この要綱は、平成28年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。